**令和８年（フ）第２０７号**
長野市篠ノ井塩崎6869番地４
債務者　長澤　瑞恵
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第３３１号**
岐阜県関市栄町４丁目４番10号、住民票上の住所岐阜県関市小瀬1410番地
債務者　大島　栄子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

**令和８年（フ）第３９６号**
岐阜市芋島２丁目８番20―301号（キャッスル伏見）
債務者　大野　剛志
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

**令和８年（フ）第３９７号**
岐阜市芋島２丁目８番20―301号（キャッスル伏見）
債務者　大野美由紀
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

**令和８年（フ）第４２７号**
岐阜県瑞穂市生津天王東町１丁目83番地　キャッスルビル　103号、前住所岐阜県瑞穂市牛牧934番地５　K’ｓマンション　201号
債務者　森山　まこ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

**令和８年（フ）第４５０号**
静岡市清水区大沢町８番６号、旧住所愛知県春日井市八田町６丁目12番地６　エクセル上八田Ⅱ301号
債務者　松下　玲香
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第５６６号**
静岡県島田市旭２丁目５番１号　旭ハイツＡ206号
債務者　片塩　武己
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１６３号**
滋賀県東近江市沖野二丁目９番11号　ＭＲスウィート　101号室
債務者　谷口　泰子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

**令和８年（フ）第１６７号**
滋賀県彦根市芹川町509番地１（108号）
債務者　宮田　こずゑ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

**令和８年（フ）第１７１号**
滋賀県東近江市青葉町３―19　グリーンフィールド101号室　山路庄司方、住民票上の住所滋賀県東近江市八日市野々宮町２番３号　八日市ハイツ　105号室
債務者　山路　明宏
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

**令和８年（フ）第２３号**
滋賀県長浜市祇園町65―１　ハイエスト松江２号101、住民票上の住所滋賀県彦根市中藪二丁目７番35号
債務者　安藤設備工業こと小倉良治
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**令和８年（フ）第５２１号**
兵庫県姫路市城東町毘沙門31番地　ビレッジハウス城東２―205
債務者　岩﨑　拓登
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第５２４号**
兵庫県加古川市尾上町口里758番地　アイエスパレス・イースト102号、住民票上の住所兵庫県明石市野々上２丁目１番地の９　セトルアスカ西明石301号
債務者　有吉　克己
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第５２７号**
兵庫県姫路市余部区上余部261番地10
債務者　三澤　直城
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第５５２号**
兵庫県姫路市夢前町置本406番地５　市営清水谷住宅２棟2502号、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町古知之庄726番地
債務者　北　　剛輝
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第５５３号**
兵庫県赤穂市黒崎町205番地　ぐりーんひまわり205
債務者　大垣　俊輝
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部